

新型コロナウイルス感染症と診断されたら

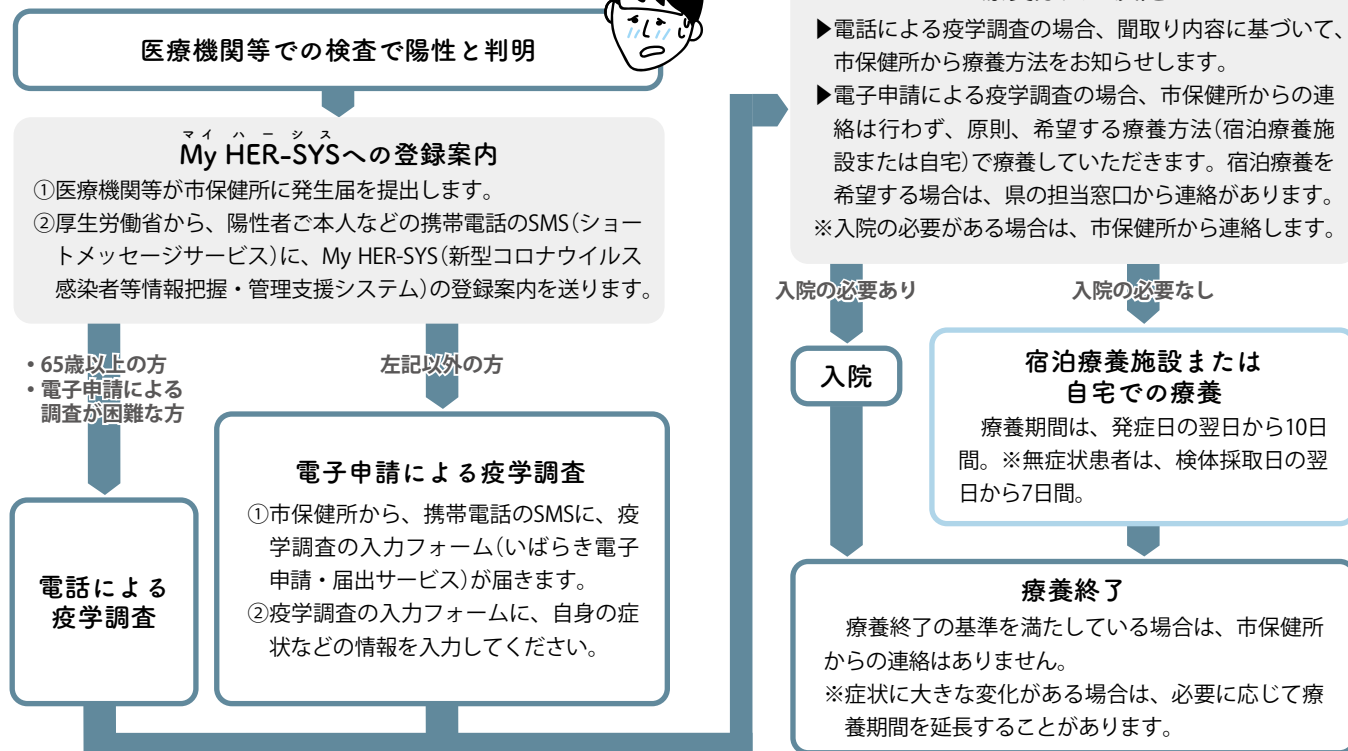
問合せ／水戸市新型コロナウイルスフォローアップセンター(☎0120-845567)

いつ、だれが、どこで新型コロナウイルスに感染してもおかしくない状況が続いています。新型コロナウイルス感染症と診断された場合に、どのような手続きが必要となるのか、陽性判明から療養終了までの流れをお知らせします。

市ホームページでも陽性となった方へのお知らせを掲載していますので、ご覧ください。



陽性判明から療養終了までの流れ



自宅での療養期間中にご協力いただくこと

▼健康観察およびMy HER-SYSへの入力について

自宅での療養期間中は、まず療養期間中の過ごし方などを市ホームページで確認し、毎日の健康状態をMy HER-SYSへ入力してください。原則、市保健所からの連絡はありませんので、ご質問、ご相談などは、水戸市新型コロナウイルスフォローアップセンター(☎0120-845567)へ連絡してください。入力した方の健康状態によっては、市保健所から連絡をする場合があります。

【My HER-SYSについて】

My HER-SYSは、陽性者ご本人などがスマホやパソコン等で自身や家族の健康状態を入力する健康管理システムです。My HER-SYSに入力された情報は、市保健所で共有できるため、陽性者の方の健康状態を迅速に把握し、適切なフォローが可能になります。

・My HER-SYSの使い方などに関する問合せ窓口

専用電話／03-5877-4805、03-6885-7284、03-6812-7818

受付時間／9:30～18:15 ※土・日曜日、祝日を除く。

※詳細は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。

【医療相談アプリ『LEBER』について】

自宅で療養される方の不安を軽減するため、医療相談アプリ『LEBER』を導入しています。LEBERでは、自宅療養期間中の体調の不安などについて、24時間、医師からのアドバイスを受けることができます。利用には、スマホなどでのアプリのインストールと情報登録が必要です。

・LEBERの使い方などに関する問合せ窓口

専用電話／029-896-6263

受付時間／10:00～18:00 ※土・日曜日、祝日を除く。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。



療養証明書の発行について

療養期間の終了後に、生命保険会社などへ請求手続きを行う場合には、「療養証明書」の添付を求められることがあります。療養期間が10日以内の方は、原則、My HER-SYSの「療養証明書」を活用してください。市ホームページにMy HER-SYSでの表示方法を掲載しています。



なお、10日を超えて療養をした方やMy HER-SYSで「療養

証明書」を表示できない方などで、「療養証明書」が必要な場合には、水戸市新型コロナウイルスフォローアップセンター(☎0120-845567)へ連絡してください。

※My HER-SYSによる「療養証明書」の表示に、療養終了日は記載されません。生命保険会社などは、My HER-SYSの診断年月日(=療養開始日)に基づき保険金の支払いを行い、療養終了日の証明は求めない取扱いとなっています。